第三十 九～四 十三類	［略］
第四十 四類	一　［略］ 二　あん摩、マッサージ及び指圧　カイロプラクティック　きゅう　柔道整復　整体　はり 三～十一　［略］
第四十 五類	一～八　［略］ 九　ペットの世話 十～十三　［略］

備考　［略］

第三十 九～四 十三類	［略］
第四十 四類	一　［略］ 二　あん摩、マッサージ及び指圧　カイロプラクティック　きゅう　柔道整復　はり 三～十一　［略］
第四十 五類	一～八　［略］ 九　愛玩動物の世話 十～十三　［略］

備考　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。